

安倍首相が掲げる「1億総活躍社会」構想では、障害のある人も希望に応じた多様な働き方や社会参加を実現するための支援を推進するとしている。障害者雇用枠で働く人の数は年々増加しているが、真に「活躍」できる環境をつくるには、さらなる対策が必要だ。

(館林牧子)

昨年11月、東京都品川区の品川八潮パークタウン内に開店した「スワンベーカリー」には、焼きたてのパンを買い求める地域の人たちの行列ができていた。

「スワン」は障害がある人とない人が一緒に働くベーカリー。ヤマト運輸名誉会長だった故・小倉昌男氏の発案で1998年に銀座に第1号店が開設され、現在は全国に29店舗ある。

品川八潮店は独立行政法人都市再生機構の関連会社で全国のUR賃貸住宅などの管理業務を請け負う日本総合住生活が、スワンの協力で初めて開設した。集合住宅の入居者の高齢化が進むなか、「団地の価値向上と活性化」策を模索していた同社がスワンの存在を知り、ノウハウを提供してもらうことになった。

店では一般の職員に交じって4人の発達障害の人たちが働く。開店前にパンをつくる練習に加え、障害者の自立支援を行うNPO法人「たいらか」(東京都港区)で研修を受けた。共同作業をしてもらい、臨床心理士が4人の得意な分野や苦手な点を観察した。発達障害があると、思わずことが極端に苦手なことが

あり、それが一人一人違う部分に表れるからだ。

その上で店の職員に4人の特性を伝え、能力を生かす方法や仕事の分担について話し合った。4人の1人の男性(29)は「研修で4人のチームワークもでき、働きやすい」と話す。

厚生労働省によると障害者雇用の枠組みで働く人は昨年6月時点で約45万人。50人以上の従業員のいる民間企業に法定雇用率(現在は2・0%)の達成を義務づけたこともあり、10年間で1・7倍に伸びた。

だが、企業や働く障害者からの相談も受ける「たいらか」理事長の山崎友丈さんは「雇用率を数字上達成していても実際には活用しきれておらず、言葉は悪い

今年4月から改正障害者雇用促進法が施行される。2014年に日本が障害者権利条約を批准したことにより、①雇用の分野での障害を理由とする差別的な扱いの禁止②障害者が職場で働く際の支障を減らす「合理的配慮」を事業主に義務づける③雇用する障害者からの苦情の自主的な解決を事業主の努力義務とした上で、都道府県労働局に紛争を調停する委員会を設けることが柱となる。

厚生労働省は、「合理的配慮」が、『もてあましている』という声も聞く。適切な配慮をすれば、もっと能力を引き出しができる」と指摘する。神戸と東京に事務所を置く社会福祉法人「プロップ

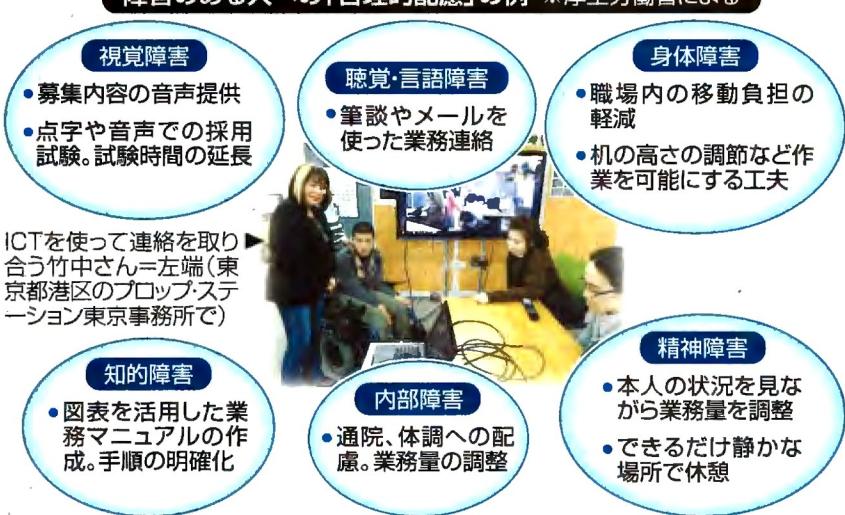
が、「ステーション」では1991年からICT(情報通信技術)を駆使して、就労の促進や雇用の創出に取り組んでいる。障害者雇用制度はあってもそもそも会社に行けない人は働けない。

まず、プロから技術を習得する。手が使えない人は足で操作。知的障害がある人でも表計算や画像処理ソフトを使いこなす。同法人が企業から発注を受け、個人の得意分野に応じて仕事を割り振る。厚労省によると、18歳~65歳の障害者は約324万人。雇用が増えたといつても全体から見るとまだ少ない。同法人のような方式は現在、障害者雇用制度の枠外だが、制度に組み入れることで、通勤できなくとも働ける人が増える可能性がある。

竹中さんは「障害のある人の能力を引き出し、一人でも多くの人が誇りを持つて活躍できるようにするにはどうしたら良いか。そんな視点で就労を考えてほしい」と話している。

障害者「活躍」個別に配慮を

障害者の活躍



特性見極め対応

特性見極め対応

改正障害者雇用促進法 4月施行

として、車いすを利用する人向に机や作業台の高さを調整する。知的障害を持つ人には口頭だけでなく分かりやすい文書や絵図を使って説明するなどを想定し、指針で具体例を挙げている。ただし、障害の幅や程度は個人差が大きく、個別の対応が必要なため、現場の相互理解のな

どで運用すべきだとしている。障害者の視点に立ち、働きやすくなるため、現場の相互理解のな

どで運用すべきだとしている。障害者の視点に立ち、働きやすくなるため、現場の相互理解のな